

## H65 中国帰国孤児生活実態調査結果の概要

平成 6 年 8 月

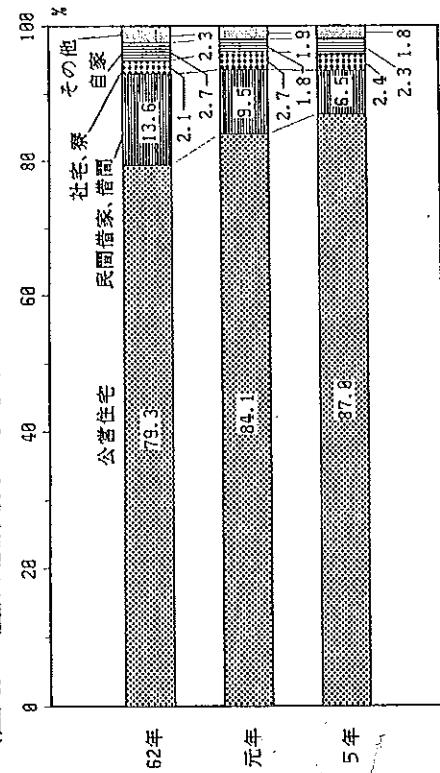
この調査は、日中國交正常化（昭和 47 年 9 月）以降、平成 5 年 1 月 1 日までに国費により永住帰国した中国残留孤児のうち、中國帰國者定着促進センター入所中の世帯等を除いた 1,423 世帯を対象に、平成 5 年 1 月 1 日現在で調査し、回答のあった 1,191 世帯（男性孤児世帯 551、女性孤児世帯 640、回収率 83.7%）の状況をまとめたものである。

なお、1,191 世帯の家族総数は 3,868 人、1 世帯あたりの平均人員は 3.2 人となつており、うち帰国後 4 年未満の者が約半数（47.5%）を占めている。

### 1 住居の状況

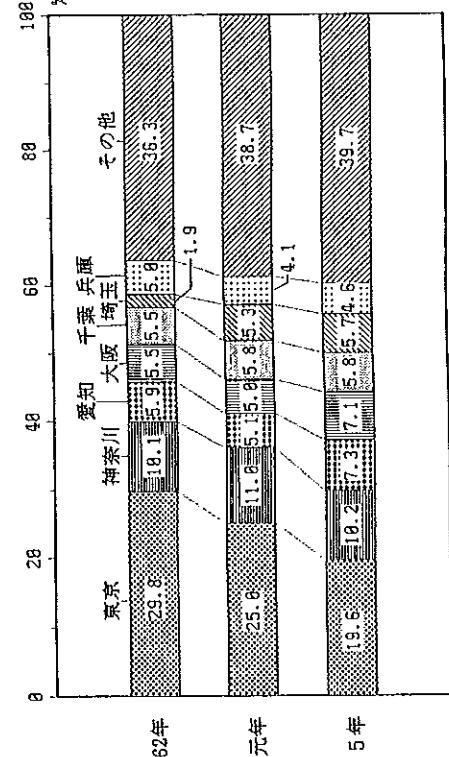
住居の状況は、公営住宅へ入居している世帯が、87.0% を占めており、その割合を過去の調査結果と比較すると、公営住宅への入居率は上昇している。（図 1）

(図 1 住居種類別の状況)



また、都道府県別に居住地の状況をみると、東京都が全体の 19.6% と最も多く、次いで神奈川県 10.2%、愛知県 7.3% となつているが、過去の調査結果と比較すると、大都市圏以外にも分散している傾向がみられる。（図 2）

(図 2 都道府県別居住地の状況)

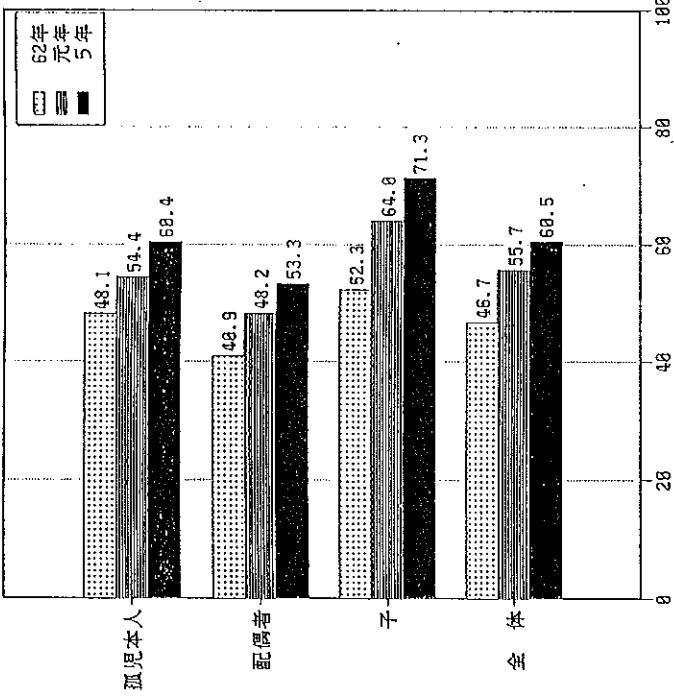


## 2 就労の状況

### (1) 続柄別就労の状況

調査時の就労の状況を世帯の続柄別にみると、孤児本人は60.4%が就労しており、過去の調査結果と比較するとその割合は増加している。

(図3)

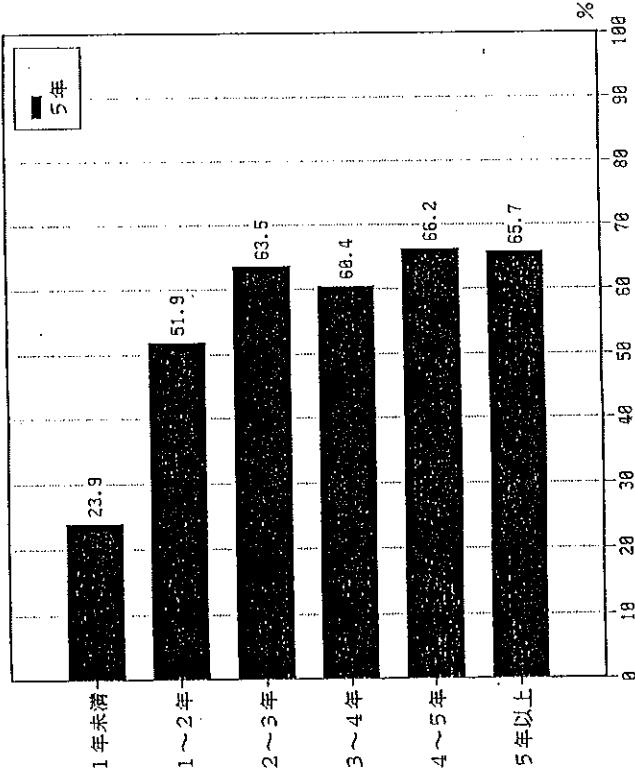


(注) 子については、就学中の者を除く。

### (2) 帰国後の経過期間別就労の状況

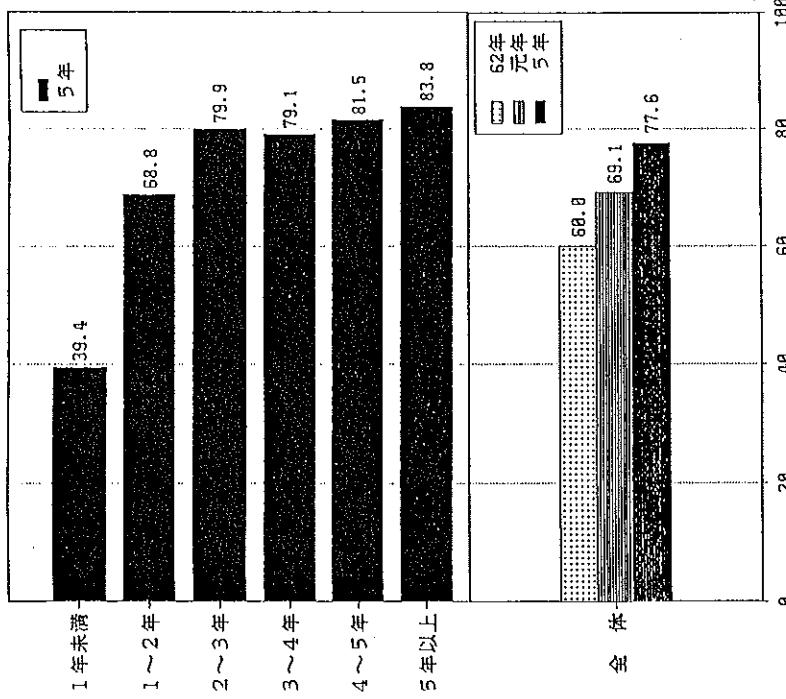
孤児本人の就労の状況を帰国後の経過期間別にみると、帰国後1年未満の者は23.9%、1年以上2年未満の者では51.9%が就労している。(図4)

(図4) 帰国後経過期間別就労状況(孤児本人)



(3) 世帯を単位とした就労の状況  
就労の状況を世帯単位でみると、  
調査時では77.6%の世帯が就労している。

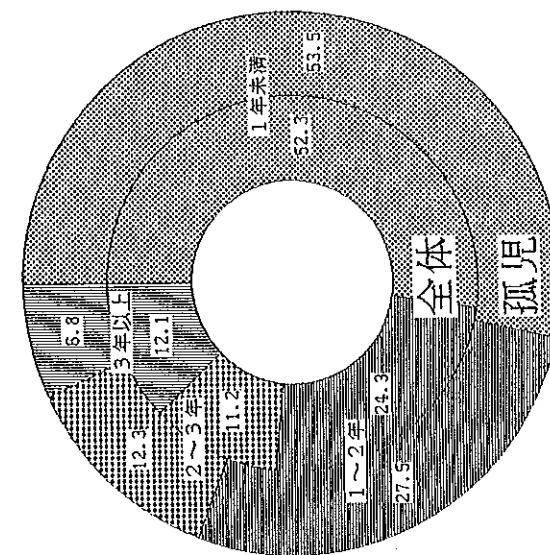
また、帰国後経過期間別にみると  
と、帰国後1年未満の世帯では  
39.4%、1年以上2年未満の  
世帯では68.8%、2～3年の世帯が就労  
者のいる世帯となっている。  
(図5)



(4) 就労者の就労時期  
(図6 就労者の就労までの所要期間)

調査時に就労している孤児本人  
のうち53.5%は帰国後1年未  
満で就労し、27.6%は帰国後  
1年以上2年未満で就労している。  
また、家族も含めた就労者全体  
では、52.3%が帰国後  
1年未満で就労している。

(図6)



(5) 就労者の職業

(表1 一般との職業の比較)

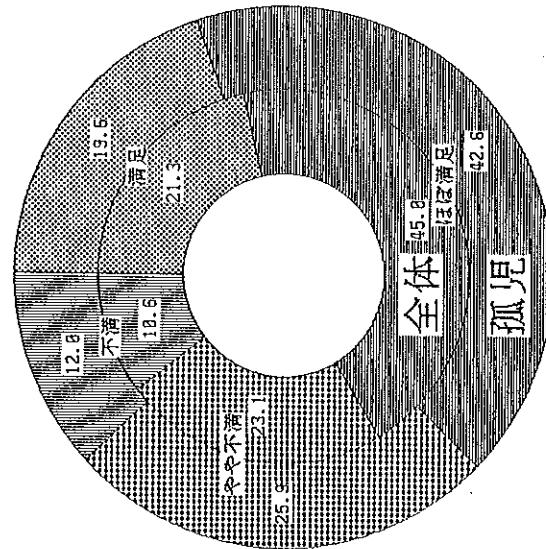
区分	分	一般	孤児本人	孤児全休	家族会員全体
専門的・技術的職業従事者		11.8%	6.0%	6.7%	
管理的職業従事者		4.0	2.1	1.6	
事務従事者		19.1	5.1	10.0	
販売従事者		14.7	5.1	6.7	
保守業・サービス業従事者		8.9	4.6	7.2	
農林漁業業者		6.4	1.6	0.8	
運輸・通信従事者		3.6	1.2	3.2	
採掘業者		0.0	—	—	
技能、製造・建設・労働業者		31.5	74.2	63.8	

(注) 一般は、平成4年「労働力調査(総務省)」による。

(6) 調査時の職業への満足度

孤児本人については62.1%の者が、家族全体では66.3%の者が調査時の職業に「満足している」又は「ほぼ満足している」と答えている。(図7)

(図7 職業への満足度)



(7) 就労収入

就労している者のいる世帯では、収入月額が20万円以上30万円未満が26.2%となつており、平均では32万5千円となつてゐる。

そのうち、孤児のみが就労している世帯では、10万円以上20万円未満が約半数を占め、平均では16万6千円となつてゐる。

(表2)

(表2 世帯の就労者別就労収入月額)

区分	就労者のいる世帯の割合	孤児のみが就労する世帯の割合	孤児全休
10万円未満	6.1%	21.2%	0.6%
10~20万	17.9	45.5	1.9
20~30万	26.2	29.6	24.5
30~40万	22.0	3.2	31.3
40~50万	12.9	0.0	19.1
50万円以上	15.0	0.5	22.6
平均収入月額	32万5千円	16万6千円	40万4千円

収入額を一般世帯と比較すると、  
その格差は約8割となっている。  
また、過去の調査結果との比較  
では、その格差は縮まっている。  
(表3)

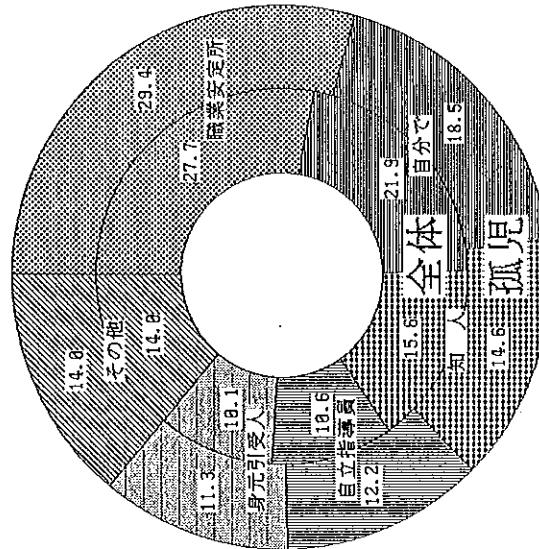
(表3 就労収入の一般世帯との比較(世帯))

区分	一般世帯	孤児世帯	格差(=数100)
62年	35万2千円	23万2千円	66.0
元年	37万5千円	—	—
5年	42万4千円	32万5千円	76.6

(注) 1/2 元年は「家計調査(総務庁)」による。  
一般世帯は平均収入額を捉えていないため、  
比較はできない。

- (8) 職業をあつせんした者等  
職業のあつせん・紹介を行った  
のは、孤児本人、家族全體いすれ  
も職業安定所が最も多い。  
(図8)

(図8 職業あつせん者等内訳)



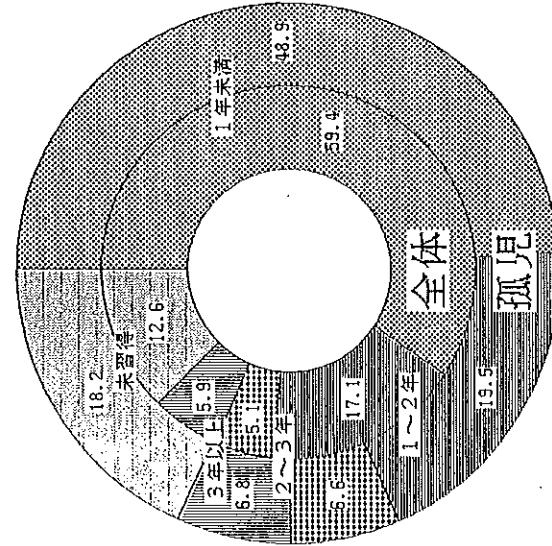
- (9) 就労していない者の状況

調査時に就労していない孤児は39.6%となつており、就労していない理由としては「病気のため」、「日本語が十分できない」などをあげている。

### 3 日本語の習得状況

#### (図9 日本語の習得状況)

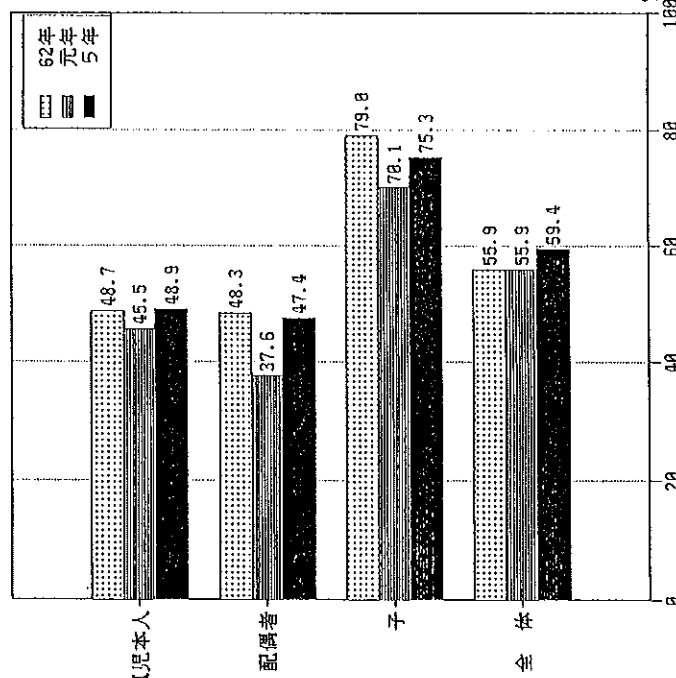
帰国後1年で、買物や交通機関、郵便局、銀行等において日本語の会話により自分1人で用事を済ませること（独力で日常生活を営める程度の会話）ができるようになっている者は、孤児本人で48.9%、家族全体で59.4%となっている。（図9）



(図9 日本語の習得状況)  
(日常会話を営める程度の会話ができるようになるまでの期間)

また、帰国後1年で独力で日常生活を営める程度の会話ができるようになつた者の割合を、過去の調査結果と比較すると、大きな変化はみられないが、概ね孤児本人の半数は帰国後1年で日常生活を営める程度の会話ができるようになっている。（図10）

(図10 帰国後1年で日常生活を営める程度の会話ができるようになった者の割合)



#### 4 生活保護の適用状況

(図11 帰国後経過期間別生活保護適用状況)

調査時の生活保護の適用状況をみると、34.6%の世帯が生活保護を受給している。

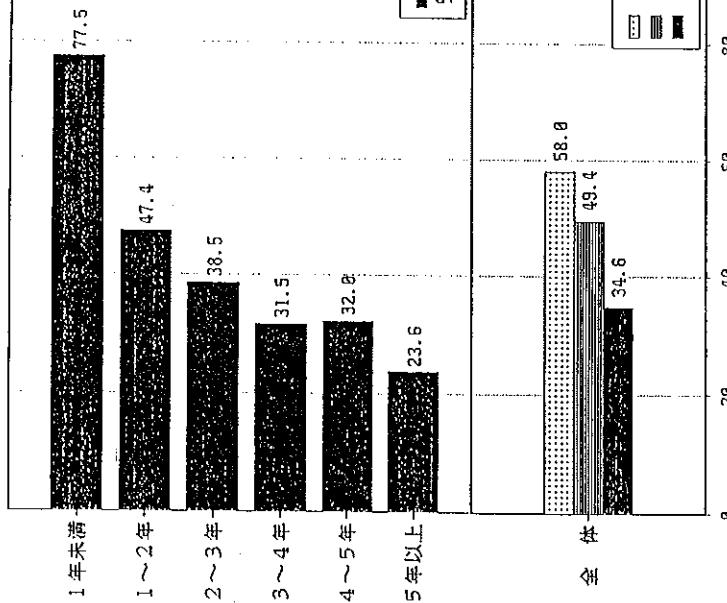
これを帰国後経過期間別にみると、帰国後1年未満の世帯では77.5%が生活保護を受給しているが、帰国後の期間を経るにしたがってその割合は減少し、帰国後3年以上4年未満の世帯の約7割が生活保護を脱却している。

また、過去の調査結果との比較では、生活保護受給世帯の割合は減少している。

(図11)

#### 5 親族との交際

親族と交際している身元判明孤児世帯は63.3%であり、あまり交際していない世帯は「親族が近くにいないから」等を理由としてあげている。



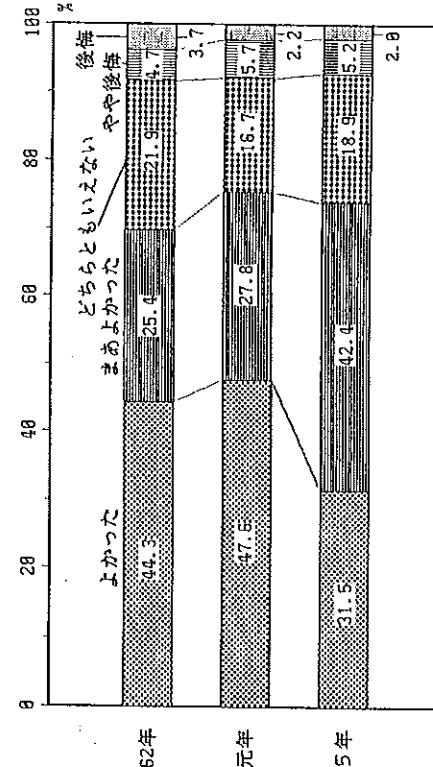
#### 6 帰国後の感想

帰国後の感想では「よかったです」又は、「まあよかったです」と答えている孤児は73.9%となつている。

また、「やや後悔している」又は、「後悔している」と答えている孤児は7.2%となつている。

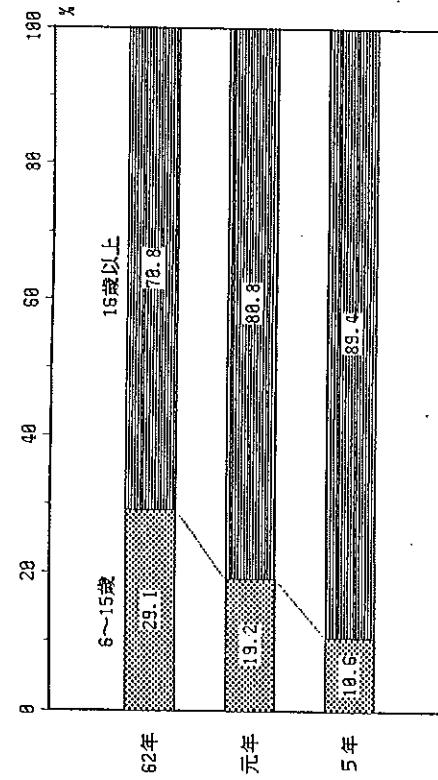
(図12)

(図12 孤児の帰国後の感想別割合)



## 7 子の就学状況

(図13 子の年齢（学齢児の割合）)



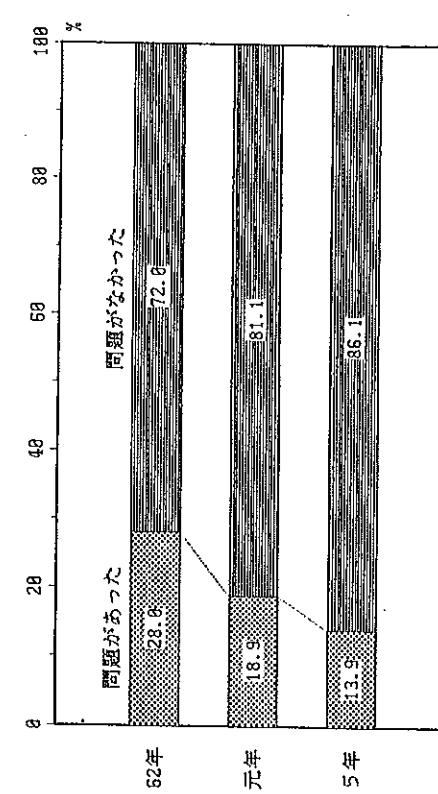
孤児の子の年齢をみると、16歳以上の者が89.4%を占めしており、学齢児に相当する6歳から15歳の者割合は、全体の10.6%となっている。(図13)

子の編入学については、編入学の

際「問題がなかった」と答えた孤児は86.1%となっている。

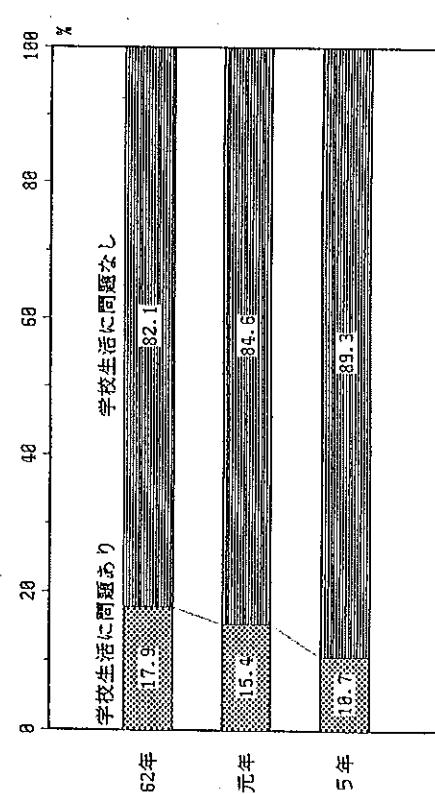
(図14)

(図14 子の編入学時の問題)



また、子の「学校生活が順調である」と答えた孤児は89.3%となっている。(図15)

(図15 子の学校生活の状況)



なお、子の進学希望については、「大学まで」と答えた孤児は54.3%、「高校まで」と答えた孤児は19.1%となっている。